

第3回 茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会 議事録

日 時：令和4年7月22日（火）13：55～14：55

場 所：市役所本館6階第1会議室

参加者：肥塚委員長、村木副委員長、大西委員、橋本委員、中尾委員、生野委員

茨木市：小西健康医療部長、前原医療政策課長、林原医療政策課長代理、

能勢医療政策課地域医療係長

【配布資料】

次第

資料1 公募型プロポーザル選定の流れ（案）

資料2 評価項目・方法について（案）

資料3 採点基準及び審査の視点（参考例示）

資料4 茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項（案）

資料5 茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル応募様式集（案）

資料6 公募型プロポーザル選定のスケジュールについて（案）

資料7 プレゼンテーション実施に関する検討事項（案）

1 開会

（事務局）

定刻前ですが、皆様お集まりいただきましたので、ただ今より、第3回茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会を開催させていただきます。委員の皆さまには、公私何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さっそくですが配布資料の確認をさせていただきます。

A4の次第、同じくA4で資料1と書いております公募型プロポーザル選定の流れ（案）、資料2はA3の評価項目・方法について（案）、資料3がA3の採点基準及び審査の視点（参考例示）、資料4はA4でホッチキス止めしています茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項（案）、続いて資料5が茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル応募様式集（案）で同じくホッチキス止めのものです。次に、A4横向きの資料6と書かれた公募型プロポーザル選定のスケジュールについて（案）、そしてA3のプレゼンテーション実施に関する検討事項（案）を置いております。お手元の資料に過不足等ございませんでしょうか。

それでは、これからの議事は、委員会規則第6条第1項の規定により、肥塚委員長にお願いいたします。

（肥塚委員長）

それでは、会議次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。なお、本会議の終了時

刻は午後3時を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。最初に本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。

(事務局)

はい。委員会規則第6条第2項の規定により、委員総数の半数以上の方の出席がなければ会議を開くことができませんが、本日は、6人の全委員が出席しておられますので、会議は有効に成立しております。

(肥塚委員長)

報告ありがとうございました。続きまして、議事の公開についてでございます。委員会規則第6条第4項のとおり原則非公開とさせていただきます。また、会議終了後は、その都度、支障のない範囲において要点筆記した議事録や配布資料を公開することとなります。ご異議ございませんか、よろしいでしょうか。それでは、案件の審議に移ります。

2 審議案件

(肥塚委員長)

まず「(1) 審査方法について」でございます。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

「審査方法について」は、前回の委員会において、7つの評価項目ごとに5段階評価を行う考え方につきまして、「大まかな評価となるため、もう少し細かく点数化できる方がいいのではないか」といった事前のご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、評価の考え方を整理しましたので、この説明は、業務委託契約をしております「株式会社システム環境研究所」より実施させていただきます。

(システム環境研究所)

システム環境研究所です。もう少し細かい項目で審査をする方が行いやすいのではないかというご意見をいただきまして、資料2をご覧ください。前回の案と今回の新しい案を比較して提示させていただいております。前回では1経営理念から始まりまして、7の事業スケジュールまで、かたまり毎にABCDEを付けていただくというお話をさせていただいたかと思うんですが、その際に、もう少し細かな、特に55点の医療機能及び業務体制は細かな項目でということでしたので、新しい案として右側の各評価項目をそれぞれ5点単位で分割しました。例えば1経営理念ですと配点が10点ですので、5点の項目を2つ、2の医療機能及び業務体制ですと55点ですので、5点の項目を11個と、以下同じような考え方で整理をしてきました。この評価の視点毎に、5点満点で点数を付けていただければという形で新しい案としてご提示させていただいております。前回申し上げましたABCDE評価ではなくて、5点4点3点2点1点、場合によっては0点という評価でやっていただけるかなと考えています。あと、評価の視点に、細かい話ではございますが、①②というように項番を打ちました。これは提案事業者さんが項目を落とさずに、漏れなく提案していただけるようにしたという配慮です。考え方としては、5点で項目を分割したといいますか、細かくさせて

いただきました。続いて資料3をご覧ください。資料3の左側は今の資料2の右側をそのまま持ってきております。右側の確認ポイントに非公表と書いてございますが、これは事業者さんに見せるものではございませんし、委員方にあくまでポイントの確認だけをしていただくような参考資料としてお付けしています。勿論、これ以外にも委員の方々独自の視点があるかと思っておりますので、ここに全てを反映しているとは考えておりませんが、大体、各項目に対してこのような視点で見ただけであればいいのではないかという参考例示という意味合いでまとめております。審査の方法は以上でございます。

(肥塚委員長)

ありがとうございます。それでは審議でございます。ただ今の説明、審査方法でございますが、ご意見のある方は恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。前回のところで、委員のそれぞれの方から出された意見をこういう形で整理していただいて、提示していただいておりますので、基本的には委員のメンバーの意見が反映されていると考えておりますが、よろしいでしょうか。皆さんいいですか。それではこれについては承認といたします。ありがとうございます。続きまして、「(2) 募集要項の修正について」でございます。説明をお願いします。

(システム環境研究所)

システム環境研究所でございます。募集要項の変更点についてご説明させていただきます。お手元の資料4の3ページをご覧ください。4 公募条件(2) 必要な規模(病床数)①の項目におきまして、ただし書きで、「200床については、本市の現状以上となること」を記載しておりましたが、次に記載しております②回復期リハビリテーション病床もしくは地域包括ケア病床のみで200床にしなければならないような誤解を与える可能性があるため削除しております。なお、1ページ(3) 公募の目的には「本市の現状以上の医療提供体制を確保する」との表現を記載しております。

続きまして、6ページをご覧ください。5 土地の貸付、(2) 土地の貸付料、① 予定貸付料を明記しております。「予定貸付料は、鑑定機関による調査報告書に基づいて算出した額としております。(参考価格) 9,232,000円/月となります。なお、上記の予定貸付料は、現時点で確定できない条件を想定していることから、調査賃料として求めたものであり、土地賃貸借契約時に実施する鑑定評価による鑑定評価額とは異なります。」と記載しております。

また、次の②の中で、「開院後20年目以降は、おおむね3年ごとに支払い免除額について見直し協議をする。」と記載させていただいております。こちらは、昨今の原油価格の高騰や物価高もあり、先が見通せないことから、最大で免除期間を30年としていたところを3年ごとに協議すると変更したものです。

続きまして、7ページをご覧ください。7 応募手続、※で「照会、書類の提出等は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時45分から17時15分までの間に限る。」を記載いたしまして、照会、書類の締切等の時間につきまして、それぞれ項目で記載がなかったため、事務局と応募者に齟齬が生じないようにこちらで明確にしております。

続きまして、8ページをご覧ください。実施スケジュールです。提案に関するプレゼンテーションの時期に9月下旬からを追記いたしまして、「9月下旬から10月上旬」としております。詳細については、後ほどご説明させていただきます。

続きまして9ページをご覧ください。(3) 選定委員会による選定に、「なお、プレゼンテーションの実施順は、応募書類の提出順とする。」を明記しております。

続きまして、11ページ、12ページ、審査基準のところでは先ほどもご説明させていただきましたとおり、それぞれの評価項目と評価の視点にそれぞれ項番を振ることで、応募者が提案漏れしないような配慮をしております。

続きまして、12ページ、10誘致病院事業者の責務、(6) 本市が行うモニタリングへの協力におきまして、「モニタリング会議への参加」と記載しておりましたが、前回の委員会でご意見をいただき、モニタリング会議は今後設置するものでありますので、「モニタリングへの参加」に修正しております。

以上が、茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル募集要項の第2回委員会からの変更点の説明となります。

(肥塚委員長)

ありがとうございます。修正点につきましてご説明いただきました。何かご質問はありますでしょうか。修正点以外も、今回で、これで確定ということですので、全体でご質問をいただきたいと思っております。はい、どうぞ。

(橋本委員)

6ページの(2)土地の貸付料の件ですが、今回特に敷金や保証金等を差し入れるということはないという理解でよろしいでしょうかというところと、あと、月額923万円を免除するという点になると、この点に関して議会の議決、あるいは専決等々、必要な手続きがあるかと思いますが、それがどのように予定されているのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

(肥塚委員長)

先生、その2点でよろしいでしょうか。それではお願いします。

(事務局)

まず、土地の貸付料に関しましては、一旦仮算出という形を取っています。また、実際に賃貸借契約をまかないといけない時期に来た時には、ここも含めてしっかり考えさせていただきますこととなりますけれども、敷金と礼金は基本的にはございません。

(肥塚委員長)

ないということだそうです。2点目はいかがでしょうか。

(事務局)

譲渡する場合は議会の議決が必要になります。土地の貸付、無償貸付、安価で貸付けるという場合は、公的機関でありますと、議会の議決はいらなくなっています。それは市の条例で、そのように定めております。ですので、本来ですと議会の議決はいらなくな

なります。本市では、立命館大学も誘致をさせていただいたことがございます。60年間という長期にわたるので、議会の方にも報告が必要だということで議決をいただいた事例はあるんですが、今回は、そこまでは必要ではないだろうということで、議決は必要ない案件ということになります。

(肥塚委員長)

ということだそうです。いかがでしょうか。

(橋本委員)

公的機関とおっしゃったのは、借主自体が公的機関である必要はなくて、公的な目的で貸す場合が対象となるという理解でよろしいでしょうか。

(肥塚委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

公共的団体という意味になります。社会福祉法人であるとか、医療法人も一応公共的団体というところに含まれるものと解釈しております。

(橋本委員)

わかりました。

(肥塚委員長)

重要なことですね。ありがとうございます。他の点いかがでしょうか。何かございますでしょうか。よろしいですか。そうしましたら募集要項、修正していただいた点も含めまして、これで承認といたします。続きまして「(3) 応募様式集について」、ご説明をお願いします。

(システム環境研究所)

続きまして、システム環境研究所よりご説明させていただきます。茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル応募様式集について、説明させていただきます。

お手元の資料5の1ページをご覧ください。提出書類の一覧となります。様式1から様式8までございます。様式1から様式4につきましては、応募時に提出していただきます。様式5は質問書、様式6と7は提案書提出時に提出が必要な書類、様式8につきましては、辞退届になっております。

2ページをご覧ください。1記載要領、2提出要領になります。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらにおきましては、(8) 提案書の提出において、各委員がご覧いただく副本につきましては、応募者が特定できないように、名称、ロゴマーク等は使用しないことを求めています。また、提案書は電子データでの提出も求めています。

4ページをご覧ください。様式1プロポーザル参加申請書になります。

続きまして、5ページ様式2になります。共同事業体届出書兼委任状となります。こちらは、複数の医療法人等が共同で応募する場合に提出をいただく書類となっております。

続きまして、6ページ、様式3誓約書になります。こちらにおきまして、記載のことに関

しまして間違いがないか宣誓をいただきます。

続きまして、7ページ、様式4資格確認書類になります。こちらにおきまして、現病院を確認するような書類や法令に違反をしていないかといったことを確認する書類となっております。こちらの様式1から様式4につきましては、8月2日の提出となっております。これらの書類をもとに、事務局で一次審査を行い、参加資格を有しない申請者に対しましては、8月3日水曜日までに、資格を有しないことを通知することとしております。

続きまして、8ページをご覧ください。様式5質問書です。質問書は先ほどの一次審査で資格を有すると認められた者のみ受付をいたします。8月4日に締め切りをいたしまして、8月16日火曜日ごろを目途に茨木市のホームページで公表を行う予定です。なお、質問内容によりましては、質問者に対してヒアリングを行うことも想定しております。

続きまして、10ページをご覧ください。様式6提案書提出時の添付書類となります。この書類以降、様式7までが、提案書提出時に提出が必要な書類となります。提出期限につきましては、9月5日を提出期限としております。

続きまして、11ページ、こちらは様式7提案書の表紙となります。これを表紙としまして提案書をご提出いただきます。

続きまして、12ページ様式7-1、こちらに関しましては、経営理念を記載いただきます。A4で2枚以内です。

続きまして、13ページ様式7-2医療機能及び業務体制、こちらにつきましては、A4で11枚以内。特にどの市町から、何床移転させるのか、病床種別と病床機能等が分かるように記載することを求めています。また、業務体制、職種ごとの人数（常勤・非常勤の別）を記載することも求めています。

続きまして、14ページ様式7-3地域連携となります。こちらにつきましては、A4で2枚以内です。

続きまして、15ページ様式7-4地域との調和はA4で1枚です。

16ページ様式7-5施設整備計画につきましては、A4で1枚以内と、別途、配置図、平面図、断面構成図等を、A3で枚数は適宜で添付していただくこととしております。

17ページ様式7-6収支計画となります。こちらに関しましては、A4で1枚と、現在運営されている施設の経営状況をみるため、「直近3年間の事業報告書、収支決算書若しくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類」の添付を求めています。

続きまして、18ページ様式7-6-1収支計画です。こちらにつきましてはA3またはA4で枚数は適宜としておりますが、対象の期間としましては、建設期間及び、10年の病院運営期間の記載を求めています。

続きまして、19ページ様式7-7事業スケジュールです。事業者の選定時点から、契約終了までの記載を求めています。

最後となります、20ページ様式8辞退届になります。こちらは、参加申請を出した応募者

で辞退をする場合には、こちらを提出いただくことを求めています。

以上が、茨木市誘致病院事業者候補者公募型プロポーザル応募様式集の説明となります。
(肥塚委員長)

どうもありがとうございます。それでは応募様式集についての説明の中で、何かご質問がありましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(橋本委員)

様式集10ページの提案書提出時の添付書類④なのですが、納税証明書の提出を求める趣旨はどこにあるのでしょうか。募集要項の6ページ、6の応募方法の記載があるのですが、特に、滞納していないことを資格要件にするという記載などもないように見受けられますので、どのような趣旨で出させるのか確認したいと思います。

(システム環境研究所)

こちらにつきましては、先ほど資格要件に記載がないということだったのですが、やはり納税に関しては大切なことだと思っておりますので、滞納がないということは予め知っておいた方がよろしいかと思ひましてこちらに加えております。

(橋本委員)

納税情報は秘匿性の高い情報です。医療法人の所在地によっては、他自治体での納税情報を出させる可能性もあると思います。そうすると、理由なく提出させることには慎重であるべきかと思ひまして。もしそのような趣旨できちんと納税しているかどうかを判断するのであれば、応募要件に入れた方がよいと思いますが、どうでしょうか。

(事務局)

応募の要件の方に、今のご指摘を踏まえまして、しかるべき修正をしたいと思ひます。

(橋本委員)

よろしく願いいたします。

(肥塚委員長)

これは、取り扱いとしてどうなりますか。

(事務局)

取り扱いは、修正をさせていただくこととなります。

(肥塚委員長)

そうですね、今は判断できないということですか。今日、募集要項を確定することができなくなりますが、どう対応するのか後日教えていただくということでもよろしいですか。

(事務局)

法人税の滞納がないことという条件を不適格要件に入れたいと思ひます。

(肥塚委員長)

そういうように整合があれば良いという趣旨でしょうか。

(橋本委員)

私の意見としては、入れるのは問題ないかなと思ひますが、委員会の委員の皆様はご意見

いかがでしょうか。

(肥塚委員長)

どうでしょうか。資格のところに入れておけば良いのではないかと。重要だということですので、そうすればこちらの提案書提出時の添付書類に納税証明書を求めることと整合がつくこととなります。それが応募要件のところに入っていないのであれば、なぜ提出させるのかということをお問われかねないということになります。応募要件に入れるという対応でよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(村木副委員長)

確認ですが、不適合要件の方に滞納があるものということが入ってくるんですか。

(肥塚委員長)

資格のところになんか納税しているというように入れるのか、どちらでしょうか。

(事務局)

滞納がないことという形で入れるので、資格要件になります。滞納がないことであれば上になる。

(村木副委員長)

滞納がないこととして上に入るということですね。

(肥塚委員長)

そういうことですね、分かりました。はい、そのようにお願いいたします。他はいかがでしょう。

(橋本委員)

すみません、今の件について細かくて恐縮ですが、納税証明書自体から滞納履歴が分かるのですか。

(事務局)

納税証明書は何年何月まで納税しているというのが分かると思います。

(橋本委員)

細かいことを申し上げますと、昨年度滞納がなければいいのか、過去どの程度遡って滞納がなければいいのかというのは。

(肥塚委員長)

提案書提出時の添付書類には、最新を求めることとなっていますから直近ですよ。直近で納税していればいいという資格要件になるということですね。滞納していないというのは納税しているというように記載されるということですか、それとも違う表現ですか。私もちょっと税は専門ではないのでわかっていないので、教えていただいて。それは市の当局の人が詳しいですね。

(事務局)

確かに納税証明ですと、最新のものを取れば納期限が決まっているところまでは必ず納付額が入っているはず。それで最新の納税証明書で納付されているか、されていないか

が判断できる範囲と考えます。それで大丈夫でしょうか。

(橋本委員)

それでいいと思います。

(肥塚委員長)

ではそのように、取り扱わせていただくということでよろしいですか。

(橋本委員)

それであれば、直近年度の滞納があるということを不適合要件に入れた方が綺麗かなという気がするのですが、いかがでしょうか。

滞納があるということを不適合要件等に入れた方がいいかと。6応募方法(1)①、②の要件とは並列的ではないかなという形で、むしろ(2)の不適合要件に滞納があることを入れた方がいいという話です。

(事務局)

(2)応募者の不適合要件では、人に関する事、かつ、プロポーザル参加申請書の提出時に把握できる内容となっておりますので、(6)失格事項に「・納税証明書(法人住民税)(最新)で滞納がある者」というように記載させていただいてもよろしいでしょうか。

(肥塚委員長)

そういうことですね。それでよろしいですか。

(橋本委員)

良いと思います。

(肥塚委員長)

はい、では大西委員お願いします。

(大西委員)

17ページの様式7-6収支計画のところですね、「金融機関からの借入を想定している場合には、できる限り、その確実性が確認できるような書類を添付すること。」となっておりますが、これはどのような書類を想定されておられるのでしょうか。例えば物的担保も入れられますというものがきちんと示せるのであれば付けてこられるかもしれないですけども、今回の事業計画は素晴らしいものだと、だからこれを持って将来の事業からの収益で返せますという説明を持って借入れますので書類はありませんと言われればなしでもいいのかどうか。出来る限りになっているので、なんとなくそういう説明をされるところが多いのではないかという気がします。

(システム環境研究所)

出来る限り書類に記載させていただいているのですが、大西委員の言われましたようなところもあろうかと思しますので、こちらに関しては応募者の判断となるかなと思います。

(大西委員)

では、書類としては無しでも、そういう説明でも構わないという扱いですね。

(システム環境研究所)

あとは、プレゼンテーションの質問におきまして、収支計画において十分な背景はあるのかとご質問をいただきまして、それに対する回答がしっかりできるということが前提になるかと思えます。

(大西委員)

わかりました。

(肥塚委員長)

よろしいですか。

(大西委員)

はい。

(肥塚委員長)

今のやり取りで問題ないということだそうです。ありがとうございます。他の点はいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。特にないようでしたらこれも承認とさせていただきますが、よろしいですか。ではこれは承認とさせていただきます。続きまして、「(4) 提案に関するプレゼンテーションや今後のスケジュールについて」説明をお願いします。

(システム環境研究所)

続きまして、システム環境研究所よりご説明させていただきます。提案に関するプレゼンテーション、今後のスケジュールについてです。資料6をご覧ください。A4の横の資料となります。6項目、提案書の締切につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、9月5日としております。第4回の委員会を9月26日としておりますので、この間で委員の方々につきましては、提案書を見ていただく期間となっております。続きまして、第5回委員会を10月6日、第6回を10月12日に予定しております。

プレゼンテーション及び採点における、収支計画・財務関係の評価につきましては、会計の専門家であります大西委員から、各応募者の提案書に記載されている収支計画などについて、ご説明をいただければと考えております。

プレゼンテーションの開始時刻、注意事項等は、応募者個別に通知を行います。また、プレゼンテーションの順番は、先ほど募集要項でもご説明しましたとおり、提案書の受付順としております。

続きまして、資料7をご覧ください。次回の第4回の委員会から、第6回の委員会までを表形式にしております。現時点では、何者の応募があるか分からないため、1者から4者の応募があった場合を想定し、①から⑦の案を作成しております。この作成にあたりまして、前提条件としましては、各回の終了時刻は16時としております。個別にご説明させていただきます。

①1者の場合、第4回目につきましては、プレゼンテーションの実施の確認事項や、すり合わせを行います。また、先ほどご説明いたしました収支計画につきましては、大西委員よりこちらでご説明をいただきます。第5回目は10月6日、こちらでプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションを踏まえまして、委員での討議をいただき採点、

候補者選定、場合によりましては、付帯意見の取りまとめをお願いいたします。そして、10月12日の第6回委員会で委員長から市長へ答申をしていただきますが、各委員から委員長に一任いただくのがいいかと考えております。この場合、1者しかないですけども、持ち時間につきましてはプレゼンテーション30分、質疑応答30分の予定をしております。

続きまして②～④につきましては、2者の想定で作成しております。②の場合、第4回目の委員会におきましては、先ほどと同じようにプレゼンテーション時の確認事項のすり合わせ、及び収支計画のレクをしていただきます。第5回目につきましては、プレゼンテーションとなります。第1応募者、第2応募者にプレゼンテーションをしていただきまして、第5回は、プレゼンテーションのみとなります。第6回目で、全委員にお集まりいただく必要があるのですが、委員で討議をしていただきまして、採点、以下は先ほどの1者の場合と同じように付帯意見、答申の取りまとめをしていただきまして、これにおきましては、この場で市長に答申をいただきます。この場合の時間配分ですけども、プレゼンテーション20分、質疑応答20分、採点5分、入替等5分で想定しております。この場合、備考に記載しておりますように、これまで委員会では第6回につきましては、委員長のみのご参加ということをご提案しておりましたが、委員全員の参加が必要となります。

続きまして③、こちらの場合は、第4回でまずプレゼンテーションを2者、応募者1、応募者2のプレゼンテーションをしていただきます。この4回目は、プレゼンテーションだけで終わります。第5回で収支計画のレクをプレゼンテーションの後にしていただく形になります。委員の討議をしていただきまして採点、候補者選定、付帯意見の取りまとめ、答申を委員長に一任いただきますと、第6回で委員長より市長に答申をいただくこととなります。この時の1者あたりの持ち時間としましては、プレゼンテーション20分、質疑応答20分、採点5分、入替5分となっております。この時はプレゼンテーションを先に行いますので、プレゼンテーションの実施に関するすり合わせ等を事前に行うことが出来ません。

続きまして④、この場合におきましては第4回でプレゼンテーション実施の確認事項のすり合わせを行います。事前レクも第4回で行っていただきます。第5回でプレゼンテーションを2者にしていただきまして、この場で討議、採点、候補者選定、付帯意見の取りまとめ、答申を委員長に一任いただく案です。第6回につきましては、委員長から市長へ答申をしていただきます。この場合の時間ですが、プレゼンテーションが20分、質疑応答が15分、入替5分と少し短くなっております。この場合ですと、短くなっているということなので、委員による討議の時間が他の案に比べて十分に取ることが出来なくなっております。

続きまして、3者の場合の⑤になります。この場合も第4回で3応募者のプレゼンテーションをしていただく形を考えております。第5回で収支計画、プレゼンテーションの後になるんですけども、収支計画、財務状況についてのレク、委員での討議、採点、候補者選定、答申を委員長に一任いただく案です。第6回につきましては、委員長から市長に答申をいただくという形となります。この場合のプレゼンテーションの時間は20分、質疑応答は15分、採点、入替は5分、この場合の懸念事項としましては、先ほどもありましたように、プレゼ

ンテーションの実施時に事前のすり合わせが出来ませんので事後の確認となります。

続きまして⑥、4者の場合でございます。こちらにつきましても第4回で1～4の応募者のプレゼンテーションを聞いていただきます。第5回で先ほどの3者の場合と同じようにレクと討議、採点、候補者選定、付帯意見の取りまとめ、答申を委員長に一任いただく案です。第6回につきましては、委員長から市長へ答申をいただくと。こちらにつきましてはさらに時間が短くなりまして、プレゼンテーションが15分、質疑応答10分、採点、入替5分となっております。こちらにつきましてもプレゼンテーション実施のすり合わせが出来ないことが懸念事項としてございます。

①案から⑥案につきましては、直接応募者にプレゼンテーションの場に来ていただきまして実施することを考えております。

⑦案につきましては、応募者にて動画を撮影していただき、その動画を各委員にお配りいたします。その動画をご視聴いただきまして、第5回で質疑応答の上採点いただくことを考えております。第4回につきましては、ここに書いていますように、事前に応募者から提出されたプレゼンテーションを見ていただく、第5回は確認事項のすり合わせ、収支計画の事前レクをしていただきます。第5回におきまして、事業者全てにお集まりいただきまして、動画を見ていただいた上での質問等を順に各応募者に対して質疑をしていただきます。質疑が終わりますと採点、候補者選定、答申取りまとめ、答申を一任いただきましたら、第6回につきましては委員長から市長へ答申をいただきます。この場合のプレゼンテーションにつきましては、事前撮影とはなるんですけども30分の動画を各応募者から提出いただく予定としております。第5回の質疑応答に関しましては、3者の場合ですと各者20分、4者の場合ですと15分、入替等は5分を想定しております。この場合は先ほどから申し上げておりますようにプレゼンテーションの撮影は各応募者が撮影することが必要となります。

冒頭に申し上げました応募者数によって対応が変わるということですが、8月2日に参加申請の締め切りとなりますので、その段階で何者応募があるかは判明いたします。応募者が1者の場合ですと、①で問題ないかと思うんですけども、応募者数が2者の場合の②ですと10月12日の第6回に全員の委員にお越しいただくこととなります。④では討議の時間がかなり短くなってしまふことが懸念されるため、事務局としましては、③の案がいいのではないかと考えております。応募者が3者の場合ですと、⑤が良いと考えております。応募者が4者以上の場合ですと、⑦案の事前に動画を各応募者に撮影していただくのが良いかと考えております。また、映像を撮影する場合におきましては、先ほど募集要項でも説明させていただいたのですが、お手元の資料には項番を振ってはおりませんが、募集要項の中に1枚ものの動画を撮影すると言ったことを追記する必要があるかと考えております。以上が、プレゼンテーション実施に関する検討事項の説明となります。

(肥塚委員長)

どうもありがとうございました。いくつもの制約条件が、プレゼンテーションを実施する件数が増えますと、出てくるということになっていて、今検討していただきましたように、

結論的には①③⑤⑦と、こういうことですね。そういうことでプレゼンテーション実施を進めたいという提案になっているということでございます。前提条件として終了時刻は16時ということの、制約条件が、委員の皆さんのご都合も踏まえてあるということでございますので、その制約条件の中で検討をいただいているということだそうでございます。いかがでしょうか。①は問題がないのでいいかと思えます、③⑤⑦ということでどうかと、こういうことでございます。何かご意見ありますか、はい、どうぞ。

(村木副委員長)

これは要するに事前にすり合わせが必要かどうかということですね。たぶん、収支計画、財務状況については、私から質問をするというのは結構ハードルが高いので、そこは事前にレクがないとプレゼンテーションで質問できないとか、そういうことには影響しないと思います。そこは後でも全然問題はないかと思いますが、どんなもんですかね。他の委員が質問、やっぱり確認、事前にすり合わせておきたいかどうかということかと思えます。

(肥塚委員長)

そうですね。質問時間15分ないし20分ということになっておりますので。すり合わせは必要かどうかということですね。まあ、あっても良いようには思っているのですが。どうですか、皆さん。ご意見をいただきたいなと思えます。これは結構大切なことなので。どうぞ。

(橋本委員)

特になくてもいいのではないかという気はしましたが、すり合わせておく事項というのは具体的にどのようながありますでしょうか。

(システム環境研究所)

事務局としましては、重複する質問があればどちらの委員からご質問をいただくか調整が必要かと考えておりました。

(肥塚委員長)

それは先に質問された方が質問をされれば控えるでしょうから、2回聞くことはない、誰かが聞かれればそれでいいのかなと思えます。すり合わせなくてもいいということを前提で、事務局案で行くということでもよろしいですか、皆さん。はい、そうしますとよろしいですか。はい、提案とおりでですね、①③⑤⑦ということで、プレゼンテーションの実施をしていただくということにいたします。ありがとうございます。それでは、続きまして、「(5) 募集要項及び応募様式集の公告について」ということございまして、募集要項及び応募様式集については、誘致病院事業者候補者選定委員会として、審議しつつされたものとして、とりまとめていると考えているわけですが、補足的な質問、説明がありましたらよろしくお願いたします。補足説明お願いします。

(事務局)

募集要項ですけども、9ページのところです。今のプレゼンテーションの内容で、事務局案でいいということでご承認いただきましたので、9ページの(3)に「また、応募者数により、プレゼンテーションは録画映像による提出とし、質疑のみ対面で行う場合がある。」

という文を追加するということも併せてご了承いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(肥塚委員長)

そういうことですね。録画映像による提出ということで、質疑のみ対面で行う場合があるということを入れるということですね。今の承認、先ほどの点を承認していただいたので、募集要項のここについては(3)のところですね、そのところの選定委員会の最後のところ、これを1枚もの下線が引いてあるように追加したいというご提案でございます。よろしいでしょうか。よろしいですね。ではこれも承認ということでございます。はい、どうぞ。

(事務局)

8月2日に応募者数が確定しますので、4者以上になった場合は先ほどの募集要項にも追記したような映像の提出を応募者に依頼することになります。システム環境研究所からも説明をしましており、プレゼンテーションの開始時刻、注意事項等は、応募者個別に通知を行いますが、映像の提出を依頼する場合につきましては、9月15日を締切りにさせていただくのがいいのではないかと考えております。9月15日締切りとなれば、第4回の委員会までに、皆様委員の方々に映像を配布できます。また、実際の質疑応答につきましては、第5回になりますので、第5回までに、映像を見みながら疑問点の整理をしていただくこともできます。繰り返しになるのですが、プレゼンテーションの詳細通知を応募者に発出し、映像の締切りににつきましては9月15日にさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(肥塚委員長)

募集要項としては、これに修正して、実際にそういうことになれば追加でそういうことを発出されるということですね。

(事務局)

そうです。いずれにしても、このプレゼンテーションの日時、場所等につきまして詳細通知を発出する予定にしておりまして、4者以上の場合には映像を9月15日までに出示してくださいと記載したいと思っております。

(肥塚委員長)

そのようにしたいということですが、その点もよろしいでしょうか。それではこれも承認でございます。ありがとうございます。それではその他は特にないですよね。そうしましたらこれにつきましては、募集要項それから応募様式集について承認するというところでございます。事務局の方から何かございますか。

(事務局)

ご承認をいただきました募集要項と各様式集につきましては、市の所定の手続きを行いまして公告し、ホームページでもお伝えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(肥塚委員長)

だそうでございます。それでは本日、予定していた審議は以上でございますが、他に何か

皆様の方から、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では特に意見等ないようございますので、本日の第3回誘致病院事業者候補者選定委員会は、これもちまして終了とし、議事を事務局にお返しさせていただきます。ありがとうございました。

3 閉会

(事務局)

本日は、長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました。事務局からご報告いたします。本日の会議録案を作成の上、後日、委員の皆さまに確認のご依頼をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いします。

それではこれで、第3回茨木市誘致病院事業者候補者選定委員会を閉会させていただきます。改めまして、本日は貴重なご意見等賜りましてありがとうございました。